

笠間市教育委員会いじめ防止対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の規定に基づき、笠間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）にいじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であるという認識のもと、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組めるよう、学校の内外を問わずいじめを行わないようにするとともに、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することが無いようにするため、組織的及び継続的に委員会の運営を行い、適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、教育長、学務課長、指導室長、生徒指導担当指導主事、校長会長、養護教諭代表のほか、教育長の指名する教職員によって構成する。
2 前項に規定する者のほか、教育長は、必要に応じて専門的知識を有する者を参加させることができる。

(内容)

第4条 委員会は、いじめの未然防止、早期発見、いじめが発生した場合に適切かつ迅速な対処ができることを目指して、次の各号の業務内容を行うものとする。

- (1) 笠間市立小中学校（以下「各学校」という。）のいじめ未然防止の体制整備及び取組み
- (2) 各学校のいじめの状況把握及び分析
- (3) いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する相談及び支援
- (4) いじめを行った児童生徒及び保護者に対する助言
- (5) 専門的知識を有する者との連携
- (6) その他いじめの防止に関すること。

(取組)

第5条 前条に規定する業務内容を行うに当たり、委員会の通常時における具体的な取組みについては、次の各号に定めるものとする。

- (1) 委員会の定期的開催
- (2) 各学校の年間活動計画及び活動内容の確認と指導助言
- (3) いじめ防止プログラム等の作成
- (4) 保護者や地域への啓発及び協力要請
- (5) 外部機関等との連携
- (6) 各学校における実態把握のためのアンケート等の実施と分析
- (7) 事例研究及び道德教育等の職員研修の企画・運営

2 前項に規定するもののほか、委員会の緊急時における具体的な取組みについては、次の各号に定めるものとする。

- (1) 当該学校長及び警察等関係機関と連携した緊急いじめ防止対策委員会の開催
- (2) 学校訪問と事実の確認
- (3) 発生事例に係る情報収集及び指導方針の決定と具体的な行動の提示
- (4) 専門的知識（メンタルヘルスケア等）を有する者との連携
- (5) サポートチームの立ち上げと対応策の指示
- (6) 指導報告書の提出依頼と経緯の確認
(会議)

第6条 委員会は、教育長が招集し、原則として学期に1回の開催とする。ただし、教育長は必要に応じて委員会を即時開催することができる。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の取組及び運営等について必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成26年1月1日から施行する。